

暮らしの i Information

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【住宅ローン控除および医療費控除について】
所得税の住宅ローン控除に控除しきれない額が生じた場合、その額は翌年度の住民税から控除されます（ただし限度額あり）。
■初めて住宅ローン控除を受ける方や、勤め先の年末調整で控除の申告をしていない方は、税務署で確定申告し、住宅ローン控除の適用を受ける必要があります。
■確定申告は必ず申告期限内に行なってください。期限までに申告しなかった場合は、住民税の住宅ローン控除を受けられません（万が一、申告期限が過ぎた場合でも住民税の納税通知書が送達されるときまでに確定申告していれば控除可能です）。

医療費控除は、その年の1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、一定額以上の医療費を支払った場合に、申告により所得控除を受けることができる制度です。
※医療費自体が戻るのではなく、課税のもととなる所得金額が減額されることにより税金が安くなる制度です。
■平成 29 年分の確定申告から領収書の添付が不要となり、代わって「医療費控除の明細書」（国税庁様式）の提出が必要となりました。
■生命保険契約などの入院費給付金や、健康保険で支給される高額療養費・家族療養費など保険金による補てんがある場合、支払った医療費の金額から差し引きます。
■その年に支払った金額のみ対象となります。申告前に医療控除の明細書を活用し、整理をすると便利です。
■医療費控除の特例制度（セルフメディケーション税制）を受ける場合は、従来の医療費控除を受けることはできません。どちらかを選択することとなります。
■町税務課住民税係 ☎ 56-8003

募集

非常勤・パート職員募集

■児童厚生員（非常勤）若干名
■応募資格／町内在住（近隣町村在住で通勤可）で、保育資格または教員免許を有するもの、または児童関連事業に2年以上の従事経験を有するもの
■任用期間／採用決定日～平成31年3月31日（以降更新可能）
■業務内容／児童への遊びを通じた生活指導
■勤務時間／月曜は10時～18時または13時～18時、火曜～金曜は11～18時または13時～18時、土曜は8時～14時または12時～18時
■勤務場所／放課後児童クラブまたは北児童館

は北児童館

■賃金・待遇／月11万～15万円程度
※社保、雇用保険、通勤手当有
■申込方法／履歴書に免許証の写しとハローワークからの紹介状を添えて提出
■町福祉医療課 ☎ 23-0500
■児童指導補助員（パート）若干名
■応募資格／町内在住（近隣町村在住で通勤可）で、子育て経験者
■任用期間／採用決定日～平成31年3月31日（以降更新可能）
■業務内容／児童指導員の補助業務
■勤務時間／
・平日は14時～18時
・長期休暇（夏休み、冬休み、春休みなど）は8時～14時または14時～18時
※小学校の授業時間により変更有。週20時間未満の勤務
■勤務場所／放課後児童クラブまた

自衛官募集

■自衛官候補生（第5回）
■受験資格／採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女
■受付期間／通年
■試験日／
・男子は12月14日（金）～16日（日）
・女子は12月15日（土）～16日（日）
■陸上自衛隊高等工科学校
■受験資格／平成31年4月1日現在で15歳以上17歳未満の男子であり、中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了者
■受付期間／募集中～平成31年1月

放送大学4月入学生募集

放送大学はテレビ・ラジオ・インターネットを使って自宅で学べる正規の大学です。
15歳以上の方なら学力審査がなく、書類選考のみで入学ができます。
■出願期間／
【第1回】
12月1日～平成31年2月28日
【第2回】
平成31年3月1日～3月17日

文化福祉センター（公民館）にチラシがありますので、お気軽にお問合せください。

■文化福祉センター ☎ 22-4151
■スキーパトロール赤十字奉仕団募集

■対象／18歳以上のスキーパトロールボランティア活動に興味のある方
■活動場所／旭ヶ丘スキー場、ニセコグラン・ヒラフスキー場、HANAZONOスキー場
■主な活動日／スキー場の活動期間（12月中旬～4月下旬の休日および祝祭日）

■年会費／2千円
■その他／入会後に救急法、雪上安全法Ⅰ・Ⅱの資格取得ができます
■町福祉医療課 ☎ 090-1930
■仕団事務局 ☎ 090-1930
■2068（野中）

歩くスキーの会会員募集

一緒に楽しく汗をかきませんか。
■活動期間／12月15日（土）～平成31年3月末
■活動日／火曜日を除く毎日、9時30分～16時
■活動場所／きたろくグラウンド
■その他／会費、貸しスキー無料、休憩所有、参加希望者は左記まで
■町福祉医療課 ☎ 090-8371-5631
■渡辺 ☎ 090-5226-4726

周知

新年交礼会

■日時／平成31年1月7日（月）10時～
■場所／ホテル第一会館

■会券代／1枚千円

■申込／12月17日（月）までに、役場総務課総務係または俱知安商工会議所にて会券を購入ください
■町総務課総務係 ☎ 56-8000

成人記念式典「はたちのつどい」

■日時／平成31年1月13日（日）14時～（受付13時）
■場所／文化福祉センター
■対象者／平成10年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方
■その他／
①対象者には12月上旬に案内を送ります
②現在、就学・就職などで俱知安町に住民票がない場合でも参加できますので、参加希望者は左記まで連絡をお願いします。
■町社会教育課 ☎ 22-4151

小中学生書初め大会

■日時／平成31年1月9日（木）、9時30分から受付、開会式は10時～
■場所／世代交流センター
■主催／俱知安町青少年育成会
※参加申込書は各学校を通じて配布
■お題－
◇小学1・2年生 げんき
◇小学3・4年生 思いやり
◇小学5・6年生 希望の光
◇中学生 自然の威力
■町公民館 ☎ 22-4151

空き家の管理は大丈夫ですか？

本格的に雪が降る前に対策を
空き家も個人の「財産」であり、管理責任は個人にあるため、役場が

積極的に関わることができません。

所有している空き家がありまして、本格的な雪が降る前に建物と敷地の管理（除雪・落雪対策、冬囲い）について、今一度確認と対策をお願いします。

また、通行人など第三者に危害を及ぼすような管理不全の空き家で、所有者などと連絡が取れない、または対応してくれない場合がありまして、住民環境課生活安全係にご相談ください。ただし、お隣同士の関係に限定される場合は、町が関わることはできません。

なお、空き家ではなく、使用されている建物からの落雪で通行人など第三者に危害を及ぼすような場合に、所有者などと連絡が取れない、または対応してくれない場合がありまして、建設課豪雪対策室にご相談ください。この場合でも、お隣同士の関係に限定される場合は、町が関わることはできません。
■町住民環境課生活安全係 ☎ 56-8005
■町建設課豪雪対策室 ☎ 56-8011

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されています

平成30年1月1日～10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、平成30年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されています。

ただし平成30年10月2日以降、12月31日までの間に初めて納付された方には、平成31年2月4日に送付さ

れます。

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において、その全額が社会保険料控除の対象となり、税額が軽減されますので大切に保管してください。

■町 ☎ 0570-003-004（ナビダイヤル）
※社会保険料（国民年金保険料）控除証明書についての問い合わせ先

受付時間

・月～金曜は8時30分～19時
・第2土曜は9時～17時
※第2土曜日を除く祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません

絵本館カレンダーサイクル市

一日限りの開催です

■日時／1月12日（土）10時～15時まで
■不要な2019年（平成31年）カレンダーや手帳、日めくりなど、使わないままにしている物がありましたらぜひ絵本館へお持ちください。
■持込期限／1月10日（木）まで
■町絵本館 ☎ 22-0055

スキー技術選手権大会

エキスポバートスキーヤーのチャレンジをお待ちしています。
■日時／1月6日（日）、9時受付
■会場／ニセコグラン・ヒラフスキー場
■参加資格／SAJバッジテスト1級以上、今年度のSAJ会員登録者で15歳以上の方
■競技種目／小回り（整地）・小回

おたんじょう
おめでとぅ

10 月末までの災害出動状況		
	平成 30 年	平成 29 年
火 災	7 件	11 件
救 急	673 件	708 件
救 助	27 件	20 件
その他	114 件	139 件

10 月末までの 町内交通事故発生状況		
	平成 30 年	平成 29 年
人 身	25 件	20 件
物 損	597 件	464 件
死 者	0 名	0 名

ごめいふくをお祈りします

消防署からのお知らせ
年末年始は家族で火災予防
年末年始を控え、何かと慌ただしくなる時期となりました。この時期は「ついうっかり」が原因の火災が増える傾向にあります。
ストーブやコンロの周りには燃えやすいものを置いていないか、出かける際には必ず消火したかを家族全員で確認しましょう。また、自宅の周りや屋外に設置している灯油タンクの周りなどには可燃物を置かないようにし、放火につながらない環境づくりをお願いします。

まちの事件簿 ― 地域安全ニュース

主な事件
▽強盗事件の発生
一般住宅内に入った空き巣犯ともみ合いになり負傷する強盗事件がありました。
▽暴行事件の発生
知人同士で探めて、暴力沙汰となる暴行事件がありました。
▽窃盗事件の発生
駐車車両からタイヤが盗まれる事件がありました。
▽器物損壊事件の発生
車両に傷をつけられる器物損壊事件がありました。

交通事故

▽10月1日、町道の交差点内において、車両同士の出会い頭事故が発生しました。
▽10月2日、町道において、駐車場から後退する際、町道を走行する車両と衝突する事故が発生しました。

消費者コーナー 倶知安消費者協会

○地震災害に便乗した悪質商法に注意

倶知安町では大きな被害を免れていますが、いつ来るかもしれないのが災害です。保険の見直しや耐震診断、非常備蓄品、充電器などを備えることは大切ですが、それに便乗して大きな支出を持ちかけてくる業者もあるのではと心配されます。どうか家族でよく考えてからにしましょう。

○灯油、ガソリン価格が高騰しています

国際情勢の動きが激しくなって、各国の輸出入のバランスが崩れ、この秋から石油製品がじわじわと値上がり中です。国民が安心して冬を越せるよう、政府、自治体、業界がなお一層の努力をお願いしたい。消費者としては省エネに努めましょう。

■消費生活相談室（公民館 1 階団体室）
■月・水・金曜日 10 時～ 15 時 ☎ 23-1522

歳末物資配分

社会福祉協議会では、歳末を暖かく、安心して過ごせるよう毎年恒例の歳末物資配分を行います。なお、配分物資の受付も随時行っています。（不用品を処理する目的での寄贈はご遠慮ください）
■対象者／町内にお住まいの生活困窮世帯（生活保護を受給されている方を含む）
■日時／12月14日（金）、10時～
■会場／町保健福祉会館会議室
■町社会福祉協議会 ☎ 22-4150

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共

小企業
退職金
給付制度

「中退共」で検索!

http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

(株) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

他の予定で参加できない方には、別途説明会資料を郵送します。
■公益財団法人国際青少年研修協会 ☎ 03-6417-9721
路線バスの運行について
道南バス
「東山線（倶知安駅～樺山分校）」
「倶知安中学校前」「西小学校前」の2つのバス停について、今年1月から、この路線に新たにスクールバスが運行されたこと、また、2つの学校付近でのバス車両の交通量増加による安全面などを考慮したことから、12月14日よりバスが停留をしなくなりま。

また、運行時間については、樺山小学校7時40分発は「7時36分発」、倶知安駅8時15分着は「8時着」に変更となります。
■道南バス株式会社倶知安営業所 ☎ 22-1558
■道総合政策課 ☎ 56-8001

日本全国の小学生のための国際交流事業

公益財団法人国際青少年研修協会では、『第43回ちびっこ探検学校ヨロン島』の参加者を全国から募集しています。
■期間／平成31年3月27日（水）～4月2日（火）の6泊7日
■場所／鹿児島県大島郡与論町
■定員／日本人および在日外国人小学生300名（小学2年生～6年生）
■出発地別参加費／新千歳空港発の場合は17万2000円（プログラム参加費＋旅費の合計）※11月1日現在
なお、事前の説明会があります。詳細については問い合わせください。また説明会場が遠い方や、当日

小学生から高校生のための春休み海外研修交流事業

公益財団法人国際青少年研修協会では、10コースの参加者を募集しています。海外生活を通して交流を体験し、国際感覚を養うことを目的に実施しており、参加者の7割以上が1人で参加する方や、初めて海外に行かれる方です。
事前研修会では仲間づくりからサポートしますので、安心してご参加ください。



北海道からのお知らせ 法人道民税などの申告等を電子で

法人道民税・事業税および地方法人特別税の申告および各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム（エルタックス）のホームページから利用開始の手続きが必要になります。

【エルタックスホームページ】
http://www.eltax.jp/
【道税ホームページ】
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/su/zim/dshinkoku/

■参加料／2千円
■申込方法／12月28日（金）正午までに参加料持参の上、体育館窓口へ提出
■道総合体育館 ☎ 22-2288

11月15日（木）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 平成 30 年 10 月末現在			
人	口	15,317 人（前月比 -6）	
	男	7,758 人（前月比 +2）	
世帯数	女	7,559 人（前月比 -8）	
	数	8,085 世帯（前月比 +11）	
うち外国籍住民		667 人（前月比 +37）	



ようてい法律事務所
弁護士 渡邊 恵介
☎ 21-6228

約 40 年ぶりとなる相続法の大きな改正が今年の 7 月に成立したことから、今後変更が予定されている相続に関する制度を幾つかご紹介します。

まず、遺言の方法についてです。よく使われる遺言の方法として、①自筆証書遺言（自分で書く方式の遺言書）と②公正証書遺言（公証人に作成してもらう方式の遺言書）があります。このうち、①について、これまでは、全文を自筆で書かなければならず、また、紛失の危険も指摘されていました。そこで、遺言書のうち「財産目録」の部分については、パソコンなど、自筆以外で作ることが可能になります。また、遺言書の紛失に備え、法務局に保管ができる制度が創設される予定です。

また、この改正では、配偶者の居住権を強化する制度が作られたり、相続人以外の親族が、介護などを通じて亡くなった方の財産の維持・増加に特別の貢献をしていた場合、相続人に対して金銭的な請求を行うことができる制度も作られたほか、これまでは、預金者が亡くなったとき、銀行口座が凍結されて預金の引き出しができなくなり、葬儀費用を工面する際に不都合があったことから、預金の仮払制度なども創設される予定です。

制度の施行日ですが、①の方式の緩和については、平成 31 年 1 月 13 日から、そのほかの制度は、正式な施行日はまだ決まっていますが、近いうちに実施される予定です。

法律の変更点について詳しく知りたい方は、法律の専門家までぜひご相談ください。